

## 千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業者の経営への影響を緩和するため、千葉県（以下「県」という。）による令和3年7月12日から8月31日までの営業時間短縮等の要請（以下「要請」という。）に協力した事業者に対して、千葉県感染拡大防止対策協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 中小企業等 県内に店舗を有する次のいずれかの法人等
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主
  - イ 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人その他の法人であって、常時使用する従業員の数が前号の中小企業と同規模のもの
  - ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業又は小規模企業に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が第一号の中小企業と同規模のもの
- 二 大企業 県内に店舗を有する、前号に規定する中小企業等を除く法人等
- 三 まん延防止等重点措置区域 令和3年7月12日から8月1日までの期間において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「法」という。）第31条の6第1項の規定により知事が定めるまん延防止等重点措置を講ずる必要がある区域に該当する県内市町村
- 四 まん延防止等重点措置追加区域 前号に規定するまん延防止等重点措置区域を除き、令和3年7月19日から8月1日までの期間において、法第31条の6第1項の規定により知事が定めるまん延防止等重点措置を講ずる必要がある区域に該当する県内市町村
- 五 重点措置区域外 まん延防止等重点措置区域及びまん延防止等重点措置追加区域以外の県内市町村

### （対象事業者）

第3条 協力金の申請及び支給の対象となる事業者は、次に定める全ての要件を満たす者

とする。

一 次のア、イ、ウのいずれかに該当する者であること。

ア 要請を受けた、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、まん延防止等重点措置区域で飲食店等を運営する事業者であり、次に定める要件を満たす者

(ア) 令和3年7月12日から8月1日までの期間において、20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、酒類を提供する場合は11時から19時までとして、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

(イ) 令和3年8月2日から8月31日までの期間において、酒類又はカラオケ設備を提供せず、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

イ 要請を受けた、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、まん延防止等重点措置追加区域で飲食店等を運営する事業者であり、次に定める要件を満たす者

(ア) 令和3年7月12日から7月18日までの期間において、21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、酒類を提供する場合は11時から20時までとして、21時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

(イ) 令和3年7月19日から8月1日までの期間において、20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、酒類を提供する場合は11時から19時までとして、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

(ウ) 令和3年8月2日から8月31日までの期間において、酒類又はカラオケ設備を提供せず、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

ウ 要請を受けた、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、重点措置区域外で飲食店等を運営する事業者であり、次に定める要件を満たす者

(ア) 令和3年7月12日から8月1日までの期間において、21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、酒類を提供する場合は11時から20時までとして、21時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

(イ) 令和3年8月2日から8月31日までの期間において、酒類又はカラオケ設備を提供せず、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

二 要請への協力開始日（令和3年7月12日）より前に開業し、営業の実態があること。

三 要請の期間において、県が要請する感染拡大防止対策を実施すること。

四 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

五 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項の要件に加えて、次に定める全ての要件を満たす者であるときは、要請期間中の

申請（以下「早期申請」という。）に対する支給（以下「早期給付」という。）の対象とする。

- 一 要請期間以前において、県の営業時間の短縮等の要請に継続して協力していること。
- 二 要請期間後の申請において、支給額を別表の1（1）、2（1）又は3（1）により算定する中小企業等であること。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、支給の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第4条 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、前条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(支給額)

第5条 協力金は、予算の範囲内において、一店舗当たり、以下の額を支給する。

一 第3条第1項第1号ア又はウに該当する事業者

以下のア及びイを合算した額

ア 令和3年7月12日から7月16日までの間において、営業時間の短縮等を開始し、8月1日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、営業時間の短縮等を開始した日から令和3年8月1日までの日数を乗じた額

イ 令和3年8月2日から8月6日までの間において、営業時間の短縮等を開始し、8月31日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、営業時間の短縮等を開始した日から令和3年8月31日までの日数を乗じた額

二 第3条第1項第1号イに該当する事業者

以下のア、イ及びウを合算した額

ア 令和3年7月12日から7月16日までの間において、営業時間の短縮等を開始し、7月18日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、営業時間の短縮等を開始した日から令和3年7月18日までの日数を乗じた額

イ 令和3年7月19日から7月23日までの間において、営業時間の短縮等を開始し、8月1日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、営業時間の短縮等を開始した日から令和3年8月1日までの日数を乗じた額

ウ 令和3年8月2日から8月6日までの間において、営業時間の短縮等を開始し、8月31日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、営業時間の短縮等を開始した日から令和3年8月31日までの日数を乗じた額

三 第3条第2項に該当し、早期申請をする事業者

ア 早期給付 70万円

イ 要請期間後の申請に対する給付 第一号又は第二号で算定した額から早期給付を差し引いた額

(申請)

第6条 協力金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、協力金の支給を受けようとするときは、別記第1号様式で規定する申請書兼実施報告書に、誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が早期給付を受けようとするときは、別記第2号様式で規定する早期給付申請書に、誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

（支給）

第7条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは協力金を支給する。

2 知事は、前項の審査により、協力金の支給を決定したときは、その旨を当該申請者に通知する。

3 知事は、前項の決定をした場合において、当該申請者の店舗に係る屋号及び所在地を公表することができる。

4 知事は、第2項の通知に関して必要な条件を付することができる。

5 知事は、第1項の審査により、協力金を支給しないと決定したときは、当該申請者に対してその理由を示すものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条第2項の規定による協力金の支給決定の通知を受けた場合において、協力金の支給の申請を取り下げようとするときは、別記第3号様式により知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかつたものとみなす。

（協力金の取消し及び返還）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第2項の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 申請者が、偽りその他不正の手段により協力金の支給を受けたとき。

三 申請者が、第3条第3項及び第4条に該当する者であることが判明したとき。

- 2 申請者は、第1項の規定により協力金の支給の決定が取り消された場合において、協力金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。
- 4 申請者は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

#### （検査及び報告）

- 第10条 知事は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。
- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

#### （雑則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第5条関係）

1 まん延防止等重点措置区域（第2条第1項第3号及び第4号）

（1）中小企業等

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が7.5万円以下の店舗	3万円
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が7.5万円超から25万円以下の店舗	1日当たりの売上高に0.4を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が25万円超の店舗	10万円

（2）大企業（中小企業等も選択可）

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高を今年度の1日当たりの売上高と比較して、売上高の減少が50万円未満となる店舗	1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高を今年度の1日当たりの売上高と比較して、売上高の減少が50万円以上となる店舗	20万円

2 重点措置区域外（第2条第1項第5号）

(1) 中小企業等

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が8万3,333円以下の店舗	2.5万円
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が8万3,333円超から25万円以下の店舗	1日当たりの売上高に0.3を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が25万円超の店舗	7.5万円

(2) 大企業（中小企業等も選択可）

区分	支給日額
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額が50万円未満となる店舗	1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額が50万円以上となる店舗	20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額 ※千円未満切り上げ



3 緊急事態措置を実施すべき区域（令和3年8月2日から8月31日までの期間における県内市町村）

(1) 中小企業等

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が10万円以下の店舗	4万円
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が10万円超から25万円以下の店舗	1日当たりの売上高に0.4を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が25万円超の店舗	10万円

(2) 大企業（中小企業等も選択可）

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高を今年度の1日当たりの売上高と比較して、売上高の減少が50万円未満となる店舗	1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高を今年度の1日当たりの売上高と比較して、売上高の減少が50万円以上となる店舗	20万円



### 添付書類

- 提出する前に内容を確認の上、下記の「添付」欄に必ずチェックを入れてください！
- 添付を省略した場合は審査が円滑に進むよう「省略」欄に必ずチェックを入れてください！

	添付	省略
<b>1 誓約書</b> <span style="float:right">要領P13参照</span> (※)誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。	<input type="checkbox"/>	/
<b>2 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し</b> <span style="float:right">要領P14参照</span> (※)裏書きがある場合は、その写しも御提出ください。	<input type="checkbox"/>	/
<b>3 直近の売上台帳等の写し</b> <span style="float:right">要領P14参照</span> (※)売上がゼロの月の台帳等は不可 (※)過去に本協力金(第1～10弾のいずれか)を受給している場合は郵送申請の場合に限り、添付不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>4 営業時間短縮(休業)の状況及び従前の営業時間等が確認できる書類</b> <span style="float:right">要領P15～P16参照</span> (※)いずれも申請する店舗の名称が明記された書類を御提出ください。 (※)8月1日以前と8月2日以降で営業時間が異なる場合は、それぞれの営業時間がわかる書類の提出が必要です。 (※)(7/12～8/1分)酒類を提供していた場合は提供時間が確認できる書類を御提出ください。 (※)(8/2～8/31分)酒類の提供をしていないことが確認できる書類を御提出ください。	<input type="checkbox"/>	/
<b>5 【時短営業を実施した場合】 感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類</b> <span style="float:right">要領P17～P18参照</span> (※)原則「飲食店の感染防止対策チェックリスト」の写しを御提出ください。	<input type="checkbox"/>	/
<b>6 【7月12日～8月1日の期間に酒類を提供していた場合】 「飲食店の感染防止対策チェックリスト」の写し及び酒類提供に関する お願い事項(ポスター等)の掲出状況の分かる写真</b> <span style="float:right">要領P19参照</span>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>7 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)</b> <span style="float:right">要領P20参照</span> (※)支給迅速化のため、第11弾では添付を省略できませんので御注意ください。	<input type="checkbox"/>	/
<b>8 【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)</b> <span style="float:right">要領P21参照</span> (※)過去に本協力金(第1～10弾のいずれか)を受給している場合は郵送申請の場合に限り、添付不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>9 【法人の場合】 役員等名簿</b> <span style="float:right">要領P22参照</span> (※)過去に本協力金(第1～10弾のいずれか)を受給しており、今回申請時点で変更が無い場合は郵送申請の場合に限り、添付不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>10 前年又は前々年の確定申告書類の控え</b> <span style="float:right">要領P23～P25参照</span> ①(法人の場合)別表一(1枚)、(個人の場合)第一表(1枚) ②(法人の場合)法人事業概況説明書(2枚) (個人の場合)青色申告決算書(2枚)または収支内訳書(1枚)	※中小企業・個人事業主で、 1日当たり支給額が下限額の場合は省略可 (申請要領P9参照)	<input type="checkbox"/>
<b>11 前年又は前々年7・8月の売上台帳等の写し</b> <span style="float:right">要領P25参照</span> (※)上記10に月別の売上高が明示されている場合は添付不要		<input type="checkbox"/>
<b>12 【売上高減少方式で算定する場合】 令和3年7・8月の売上台帳等の写し</b> <span style="float:right">要領P25参照</span>		<input type="checkbox"/>
<b>13 飲食店事業売上高報告書(11・12に添付)</b> <span style="float:right">要領P26参照</span> (※)上記10に月別の売上高が明示されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※申請書類に不備があったり、判読が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)であったりする場合には、申請をいただいた後、確認をしたうえで、再提出等をお願いすることになり、支給までに相当な時間を要することがあります。申請前にもう一度、提出する書類の確認をお願いします。  
 ※書類の散逸を防ぐため、提出書類はすべてA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。

営業内容(表面2関係)以下の項目から1つ選択してください。

- ①【食堂】②【日本料理】③【西洋料理及びレストラン】④【中華料理及びその他東洋料理(ラーメン含む)】⑤【そば及びうどん】⑥【すし】⑦【移動営業車】⑧【旅館(宿泊者以外にも飲食を提供している場合)】⑨【喫茶店】⑩【スナック・バー】⑪【酒場】⑫【カラオケ】⑬【その他】

第2号様式（第6条）

## 千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）早期給付申請書

千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）交付要綱第3条の支給対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、協力金の早期給付を申請します。

また、同要綱第7条の規定に基づき協力金の支給が決定した場合、第6弾協力金の申請口座へ70万円の振込をお願いします。

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 申請者住所 \_\_\_\_\_  
申請事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
店舗屋号 \_\_\_\_\_  
店舗所在地 \_\_\_\_\_

第3号様式（第8条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)  
(所在地)  
(名称・代表者名)

千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）に係る申請の取り下げ  
について

令和 年 月 日に申請しました下記書類を取り下げます。

記

「千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）申請書 及び 添付書類」

注 押印は不要ですが、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。